平成２５年（フ）第７５号
青森県むつ市松原町５番67号
債務者　越善　雪子
1　決定年月日時　平成25年５月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月18日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第７６号
青森県上北郡六ヶ所村大字尾駮字野附29番地
債務者　千葉　りか
1　決定年月日時　平成25年５月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月18日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第３９７号
愛知県東海市富木島町新藤塚13番地の１　アムール上野台Ｉ102号室
債務者　髙市みゆき
1　決定年月日時　平成25年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第５９９号
愛知県半田市浜田町２丁目15番地の１、住民票上の住所愛知県半田市前田町120番地
債務者　佐藤　亜希
1　決定年月日時　平成25年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第６２３号
名古屋市熱田区２番２丁目20番２号　明月ビル303号
債務者　松林謙四郎
1　決定年月日時　平成25年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１１７号
和歌山市鳴神757番地の27、住民票上の住所
埼玉県狭山市入間川１丁目18番30号　410
債務者　植田ひとみ（旧姓北野）
1　決定年月日時　平成25年５月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月１日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第５１号
高山市新宮町3781番地40
債務者　小沼　綾子
1　決定年月日時　平成25年５月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月８日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月11日午後４時30分
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２５年（フ）第２２５号
岡山県倉敷市児島下の町10丁目380番地６オカノハイツ202号
債務者　清武　美奈
1　決定年月日時　平成25年５月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月８日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月８日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４５５１号
東京都目黒区目黒本町６丁目４－８　和田方
債務者　中居　英悟
1　決定年月日時　平成25年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月９日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月９日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４５６８号
埼玉県さいたま市中央区鈴谷４丁目９―19―102
債務者　木崎絵理子（旧姓田村）
1　決定年月日時　平成25年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月９日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月９日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４５８７号
東京都杉並区堀ノ内１丁目17―６　嶋村方
債務者　上村恵理子
1　決定年月日時　平成25年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月９日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月９日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４６２４号
東京都羽村市羽東１丁目31―５―302
債務者　山下　敬代
1　決定年月日時　平成25年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月９日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月９日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４６２５号
東京都羽村市羽東１丁目31―５―302
債務者　山下摩希子
1　決定年月日時　平成25年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月９日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月９日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４６２６号
東京都板橋区大谷口上町38―10―201
債務者　大川　由輝
1　決定年月日時　平成25年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月９日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月９日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４６４６号
東京都品川区西品川１丁目13―13―101
債務者　吉田　　明
1　決定年月日時　平成25年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月９日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月９日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４６４７号
東京都目黒区鷹番３丁目４―10　ＳＵＮＨＯＵＳＥ２－Ｂ
債務者　清水　宣之
1　決定年月日時　平成25年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月９日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月９日午後２時
東京地方裁判所民事第20部